

一般社団法人みらい 建築・住宅研究機構

会 員 規 約

一般社団法人みらい 建築・住宅研究機構 会員規約

第1章 総則

第1条 (名称)

この規定は、一般社団法人みらい 建築・住宅研究機構（以下「HEAT20」という）の定款第3章「社員及び会員」に関する事項を定めるものとする。

第2章 会員

第2条 (会員の種類)

会員の種類は、定款第5条の定めのとおり、正会員と情報会員とし、正会員は3区分とする。

- (1)正会員 A：建築業界関連メーカーなどにより構成される業界団体又は法人
- (2)正会員 B：住宅等建設事業者・設計者などにより構成される業界団体又は法人
- (3)正会員 C：その他、理事会により推薦された本協会活動に対し深い知見・実績を有する業界団体、法人又は個人
- (4)情報会員：法人の事業に賛同の意を表して入会した業界団体、法人又は個人

第3条 (入会)

会員となろうとする者は、当法人の指定する方法により正会員の区分あるいは情報会員のいずれかを希望するかを明記したうえで、入会申込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

2 当法人は、入会の申請がなされたら理事会において入会の可否を審査する。入会希望者が入会資格を有しているか不明な場合、理事会はその旨を入会希望者に伝え追加資料の提出を求めることができる。

3 以下のいずれかの項目に該当する場合、入会申込みを受付けないことがある

- (1)当法人の趣旨に賛同していない
- (2)過去に当法人の除名処分を受けたことがある
- (3)入会申込みの登録事項に、虚偽記載、誤記または記入洩れがある
- (4)その他受付時に不適切と判断されたとき

第4条 (年会費)

会員は、定款で定める事業年度（以下「事業年度」という）内のどの時点において入会したかに関わらず、別紙で規定する年会費（以下「会費等」という）を納めなければならない。

第5条（退会・除名・資格の喪失）

会員が退会を希望する場合、会員は退会希望日の遅くとも1ヶ月前までに退会届けを提出するものとする。会員を除名する場合または会員が資格を喪失したことが判明した場合、協会は速やかに除名通知書、資格喪失書を送付する。会員は除名通知書、資格喪失書発送日から1ヶ月以内であれば異議を申し立てることができる。会員からの異議が提出されない場合、会員はその資格を失うものとする。

第6条（会員の権利）

会員は、会員の種類により別紙の表に定める権利を有するものとする。

第3章 運営会議

第7条（運営委員会）

本会の事業の円滑化を図るため、運営会議をおく。

第8条（構成）

運営会議は、次の各号を以って構成する。

- (1) 理事
- (2) 部会長
- (3) 正会員又は理事会が推薦し現職運営会議で承認された者。

第9条（任務）

運営会議は、理事から委任された次の事項について、審議することができる。

- (1) 会員の入退会に関する審査
 - (2) 本会の企画・実施に関すること
 - (3) 本会の入会金、会費の管理に関すること
 - (4) 本会の広報に関すること
 - (5) 本会の規約・規程などの改廃に関すること
 - (6) その他、本会の日常的な運営に関すること
- 2 前項第1号及び5号については、運営会議において決議することはできない。
- 3 運営会議は、必要な事項に関して理事会に意見を具申することができるものとする。

第4章 補則

第10条（個人情報の取り扱い）

当法人は、会員の個人情報を適切に管理するものとする。

2 会員は、当法人に登録した電子メールアドレスおよびその他の個人情報を以下の目的で利用することに同意するものとする。

- (1)当法人に関する情報提供及び関連するセミナー等の会員特典に関する案内及び依頼のため
- (2)会員への、会費に関する確認のため
- (3)会員種別・登録組織名・所属および役職に関して、会員一覧等として開示するため

第11条（規約の追加・変更）

本規約は、理事会の決議により、全部または一部を変更することができる。変更された規約は、当法人から書面又は電子メール等の電子媒体で通知され、事務局により会員の過半数が承認した旨を確認した時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとする。

第12条（附則）

規約は2020年8月4日からその効力を発する。 次回社員総会日

2 第2条、別紙の表の改定については、令和3年12月24日（理事会承認日）から施行する。

会員資格及び会費

		登録資格		会費
正会員 A	(1)	当法人の事業に賛同する建築業界関連メーカー等の業界団体又は法人 ^{※1}	業界団体又は資本金 3 億円以上の法人	50 万円/年
	(2)		資本金 1 億円超 3 億円未満の法人	30 万円/年
	(3)		資本金 1 億円以下の法人	10 万円/年
正会員 B	(1)	当法人の事業に賛同する住宅等建設事業者・設計者等の業界団体又は法人 ^{※2}	業界団体又は年間着工戸数 500 戸以上の法人	50 万円/年
	(2)		年間着工戸数 100 戸以上 500 戸未満の法人	30 万円/年
	(3)		年間着工戸数 100 戸未満の法人又は設計事務所	10 万円/年
正会員 C		理事会により推薦された本協会活動に対し深い知見・実績を有する業界団体、法人又は個人		—
情報会員		当法人の事業に賛同して入会した業界団体、法人又は個人		5 万円/年

※1：建築材料製造事業者、流通事業者、工法・システムの F.C.・V.C.及び、それらに類する事業者

※2：住宅等建設事業者、設計者、不動産事業者及び、それらに類する事業者

会員の権利

	社員総会議決権	全体合同会議・部会への参加	報告会の無料参加 ^{※2}	表彰制度申込資格	当法人 HP に会員会社 HP リンク掲載
正会員 A	○	○	○	○	○
正会員 B	○	○	○	○	○
正会員 C	○	○	○	○	—
情報会員	—	—	○	○	○

※2：報告会の無料参加は 1 名 / 1 会員